

10 原第 158 号

平成 10 年 9 月 8 日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



核燃料サイクル開発機構の業務に関する基本方針について

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 62 号）附則第 6 条第 1 項に基づき、核燃料サイクル開発機構の業務に関する基本方針を定めるため、別紙（案）を貴委員会に付議する。

核燃料サイクル開発機構の業務に関する基本方針（案）

平成10年9月〇日

内閣総理大臣

核燃料サイクル開発機構法第27条の規定に基づき、核燃料サイクル開発機構の業務に関する基本方針を下記のとおり定める。

記

資源小国で国土の狭い我が国は、昭和31年以来、エネルギー資源の確保を基本として原子力の研究、開発及び利用を進めてきた。来る21世紀を展望すれば、エネルギー問題は我が国にとどまらず地球規模の問題として引き続き積極的に対応すべき人類共通の重要課題である。特にエネルギー資源の乏しい我が国としては、エネルギーセキュリティの確保と地球環境問題への対応の両面から原子力を今後とも必要不可欠なエネルギー源として、平和利用と安全確保を大前提に着実に進めていくことが重要である。

また、原子力をエネルギー源として確実かつ安定的に活用していくためには使用済燃料を再処理して、回収したプルトニウム、ウランなどを再び燃料として有効利用するとともに放射性廃棄物による環境負荷低減化の観点から核燃料サイクルを確立する必要がある、持てる英知と科学技術力を結集し、将来を展望し、その実現に向け積極的に取り組むことが重要である。特に、昨今我が国の原子力の研究開発は、従来のキャッチアップ型からフロントランナーとして自ら成果を生みだし、世界に貢献していくことが求められる状況に変化しつつある。

このような状況認識の下、核燃料サイクル開発機構（以下、「機構」という。）は、次に掲げる方針に沿って業務を行うものとする。

I 業務の運営に関する基本的事項

(1) 経営及び事業目標の明確化

機構の経営は、理事長の裁量権と責任の下に自主性を持って行われるべきものである。従って、理事長は、本基本方針を踏まえ、中長期の展望を見据えた事業計画を速やかに策定し、実行していくこととする。

(2) 業務運営上の責務

①安全確保の徹底

安全確保を業務運営の最優先事項とすべきであり、安全確保に対する最適な資源配分を行うこととする。

②情報公開の徹底

情報の適時的確な公開は原子力開発利用の基本であり、情報公開を法人存続の基盤と捉え、機構と国民の双方向の情報交流に努め、積極的な情報公開を実施することとする。

③適正かつ効率的な業務運営の確保

人材、資金等の資源の効率的な配分の観点から、業務の重点化、適正な評価、組織の合理化に努めることとする。

更に、業務運営の透明性を高めるため、「運営審議会」に積極的に意見を求め、業務運営に反映させていくこととする。

II. 核燃料サイクル開発機構法第24条第1項第1号に掲げる業務に関する基本的事項

機構は、核燃料サイクルを技術的に確立するために、国民の負託を受け業務を進めることとなるが、その際、核燃料サイクル全体の技術体系を見据え、業務間の連携を十分に取りつつ、長期的展望の下で一体的に取り組むこととする。

(1) 高速増殖炉

高速増殖炉懇談会報告書及びこれを受けた原子力委員会決定を踏ま

え、将来の非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢として、実用化への可能性を追求することを目標として、着実に高速増殖炉の開発及びこれに必要な研究を実施することとする。

「もんじゅ」については、安全工学関連技術を重視しつつ、幅広いデータを着実に蓄積していくこととする。

(2) 高速増殖炉に必要な核燃料物質

高速増殖炉燃料の技術的な確立を目標として、燃料加工技術等の開発及びこれに必要な研究を進めていくこととする。

(3) 核燃料物質の再処理に関する技術

①高速増殖炉燃料の再処理

高速増殖炉燃料の特性を踏まえた再処理のプロセス等の技術的な確立を目標として、技術課題を明確化し、これに取り組むこととする。

また、今後の原子力委員会における検討を踏まえ、先進的な核燃料リサイクルの技術課題について、長期的観点から取り組むこととする。

②軽水炉燃料の再処理

民間への技術移転を進めることを目標として、民間事業者に対する支援を行うとともに高燃焼度燃料、使用済MOX燃料等の再処理技術に関し、データを取得していくこととする。

(4) 高レベル放射性廃棄物の処理処分技術

原子力委員会の方針に基づき、高レベル放射性廃棄物の処理処分技術を確認することを目標に、関係機関と協力しながら、開発及びこれに必要な研究に取り組むこととする。当面は、地層処分の技術的信頼性と処分地選定及び安全基準策定に資する技術的拠り所を示す技術報告書を2000年前までに策定するとともに、深地層の研究施設計画を地元の理解と信頼を得て推進することとする。

同報告書の策定以降は、今後の原子力委員会における検討を踏まえ、高レベル放射性廃棄物処分に向けた取組を着実に進める。

Ⅲ その他機構が業務を実施するに際し配慮すべき事項

機構においては、競争力ある技術を確立し、円滑に技術移転を図ることを展望した業務の運営を行うため、社会のニーズを的確に視野の中に入れ、大学及び民間と連携を図りつつ、コスト意識をももって業務にあたることが重要であり、特に以下の諸点に配慮し、業務を実施することとする。

(1) 職員の意識改革の継続

職員の意識改革は極めて重要な柱であり、引き続き職員の意識改革を徹底し、改革の理念を定着させていくこととする。

(2) 地域社会との共生

原子力政策を円滑に進めていくためには、立地地元とのコミュニケーションが重要であり、地域社会と共生し、安心感を醸成するよう努力していくこととする。

(3) 開発及びこれに必要な研究の進め方

技術の実用化を図るためには、科学的な基礎研究段階から実用化段階まで段階を踏んで進めることとなるが、各段階は密接に関連するため、成果を各段階で往復させながら進めていくことが重要である。このような観点から、機構が担当する業務を遂行するに当たっては、開発に必要な研究を軽視することなく研究成果に裏付けられた着実な開発を行うこととする。

このため、開発に必要な研究課題及び要となる重要な技術を見極め、人、技術の面で関係機関と連携しつつ、確実に成果が得られるよう取り組むこととする。また、適切な外部評価を踏まえ、必要に応じ計画を変更していくなど柔軟に対応していくこととする。

(4) 効果的な技術移転の促進

技術移転は、機構の最終的な目標であり、計画の段階から民間とも連携をとりながら、人材、ノウハウを含めた技術情報が最も効果的に移転

していくこととする。また、技術移転後の技術協力など必要なフォローアップも行うこととする。

(5) 国際協力など国際的な取組みの強化

真に競争力ある技術を確立することを目指し、自主技術にとらわれることなく諸外国の優れた成果や技術を取り入れていくこととする。また、機構が所有する最先端の施設、設備を国内外に積極的に開放し、世界的な拠点として、世界の優れた研究者と交流しつつ、成果を集積し、世界各国に発信していくこととする。更に、機構の培った原子力の平和利用技術を用いて、核兵器の解体に伴い発生する核燃料物質の処理にも技術的に貢献するなど国際協力へ積極的に取り組むこととする。

(6) 放射性廃棄物等への適正な対応

機構が業務を進める過程で発生した放射性廃棄物の処理処分及びこれに使用した原子力施設の廃止措置に関し、具体的な計画を策定し、安全かつ効率的に実施することとする。

(7) 円滑な事業の整理

新型転換炉「ふげん」及びウラン濃縮原型プラントについては、立地地元の意向を踏まえ、また、海外ウラン探鉱については、技術、権益の取扱に配慮しつつ、円滑に事業の整理を進めていくこととする。

① 新型転換炉

「ふげん」については、5年を限度として運転を行うとともに廃止措置に係る技術の開発及びこれに必要な研究を効率的に実施することとする。なお、運転期間中はこれまでの成果を含め、プルトニウム利用技術、プラント管理技術等について成果の集大成を図るとともに、諸外国等の技術者の研修の場として有効に活用していくこととする。

② ウラン濃縮

原型プラントについては、3年を限度として役務運転を行うとともに、濃縮機器の廃棄に係る技術の開発及びこれに必要な研究を実施することとする。なお、これまでの成果については、早急に取りまとめ、円滑に

民間事業者に技術移転することとする。

③海外ウラン探鉱

海外ウラン探鉱については、国内企業による承継の意志の最終確認のための期間を考慮した保全のための必要最小限の活動に留め、原則として、権益等の民間移転または売却処分が終了するまでの間、適切に維持管理を行うこととする。